

2025年11月19日

豊田自動織機健康保険組合

加入事業所の健保組合員の皆様へ

**既に発行済のカード型「健康保険証」と
「高齢受給者証」は令和7年12月2日に
失効し、**使用できなくなります**ので**ご自身で**
ハサミなどでカットして破棄してください。**

(※大切な個人情報に記載されているため)

＜失効日時＞

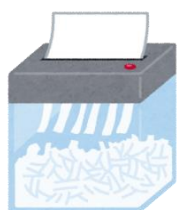
令和7年12月2日以降は使用不可



＜失効後の対応方法＞

- ・失効後の現行「健康保険証」と「高齢受給者証」は健康保険組合では回収いたしません。

ご自身で処分してください。



よろしく
お願い
します



お問い合わせ先

健康保険組合 医療保険G

TEL : 0566-21-7784 内線 : 70-4612

(音声ガイダンス : 1) 担当 : 宮地